

臨時福祉給付金などが

平成27年度も支給されます



1. 臨時福祉給付金

平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことを受けて、所得の低い方々への影響を緩和するため、臨時的な措置として、平成26年度に引き続き「臨時福祉給付金」を支給します。

▼支給対象者

平成27年1月1日において、次の条件を満たしている方。

① 剣淵町の住民基本台帳に記録されている方

② 平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方
ただし、次の方は対象になりません。

- ・平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養に入っている方
- ・生活保護を受給している方

▼支給額

給付対象者1人につき6千円

▼申請方法

申請の受け付けは9月開始を予定しています。事前に役場から対象と思われる方へ申請書を送付します。必要事項を記入して提出してください。

2. 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率が引き上げられたことを受け、子育て世帯への負担を緩和するため支給されます。対象者にはすでに申請書を配布していますので、10月31日までに申請してください。

また、公務員の方には所属庁から申請書が配布されています。

※注意

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報情報の搾取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などがATM（銀行、コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いします。とは絶対ありません。

◇お問い合わせ先

住民課環境民生グループ
電話 34-2121 内線 412

マイナンバー制度について

マイナンバー（個人番号）は、社会保障・税・災害対策の3分野で利用されますが、民間事業者もマイナンバーを取り扱うこととなるため、対応が必要になります。

法人番号とは

法人には1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、国税庁から登記上の所在地に書面により通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

法人番号は、原則としてインターネット（法人番号の公表サイト）を通じて公表され、公表サイトでは、公表する3情報（①名称、②所在地、③法人番号）の検索やデータダウンロードが可能となります。

※ 法人番号は、株式会社などの「設立登記法人」のほか、「国の機関」「地方公共団体」「その他の法人や団体」に指定されます（法人の支店・事業所や個人事業者の方には指定されません。）

税務関係書類への番号記載について

マイナンバー制度導入に伴い、国税分野では、税務署などへ提出いただく申告書・法廷調書などに

も番号（マイナンバーまたは法人番号）の記載が必要となります。番号の記載が必要となる時期の例は、以下のとおりです。

	記載対象	一般的な場合（注1）
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	（平成28年分の場合） 平成29年2月16日～3月15日
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	（平成28年12月末決算の場合） 平成29年2月16日～3月15日
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払い等に係る法廷調書から（注2）	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書などから	各税法に規定する、提出すべき期限

（注1）平成28年中に提出される場合もあります。（所得税の例：平成28年の中途で出国する場合には、出国の時まで）

（注2）法定調書の対象となる金銭の支払いを受ける方などの番号も記載する必要があります。